

介護保険の保険料徴収に関する要望

介護保険制度は国民の間に定着しつつある一方、利用者が増加の一途を辿り、これに伴い給付費もまた急速に増大している状況である。

超高齢社会を迎えるなか、利用者が安心してサービスを受けられるよう、同制度の円滑かつ安定的な運営を図ることが喫緊の課題であり、そのため、町村は懸命な努力を傾注している。

このような状況において、今般、厚生労働省は、介護保険料の年金からの徴収の見直しで、口座振替と年金からの徴収との選択制の検討を行っていることを表明した。

また、後期高齢者医療及び国民健康保険の保険料徴収について、本年10月から一定の要件のもと、口座振替と年金からの徴収との選択制となる変更がなされた。しかしながら、さらに12月には同要件を明年4月から撤廃するとの変更が審議会等の手順を踏むことなく、町村に対し通知されたところである。

保険者である町村との協議なくして制度改正等を行うことは、住民や現場に混乱をもたらすほか、制度運営に多大な支障をきたすことに繋がりがかねない。

については、下記事項について強く要望する。

記

1. 保険料徴収については、介護保険制度創設の際に導入された年金からの特別徴収の趣旨を踏まえ、安易に選択制を導入しないこと。
2. 介護保険制度の見直しにあたっては、国の審議会等の設置趣旨を尊重するとともに、保険者である町村と十分に協議すること。
3. 後期高齢者医療、国民健康保険とも関連する、所得税や住民税にかかる社会保険料控除の問題については、国の責任において適切に措置すること。

平成20年12月11日

全 国 町 村 会